

2026年 現況確認・年末調整事務に係る労働者派遣業務に関する仕様書

この仕様書は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）における労働者派遣業務の仕様について定めたものであり、労働者を派遣する者（以下「派遣元」という。）は、労働者派遣契約書に定めるもののほか、この仕様書に定めるところにより、派遣業務を遂行するものとする。

1 派遣労働者の勤務場所

岐阜県総合医療センター（岐阜県岐阜市野一色4丁目6番1号）

2 契約期間

契約締結日から2026年12月31日まで。

ただし、労働者派遣期間は2026年7月27日から2026年8月18日まで及び2026年11月13日から2026年12月28日まで。

3 契約単価

派遣労働者1人1時間当たりの派遣料金について、単価契約を締結するものとする。ただし、時間外及び休日労働に関しては契約単価に割増分を加算する。

4 派遣予定期間及び派遣労働者数

（1）派遣予定期間及び派遣労働者数については、下記のとおり。

ア 現況確認事務及び職員情報登録事務

2026年 7月27日から 8月13日まで … 2人／日

2026年 8月14日から 8月18日まで … 1人／日

イ 年末調整事務

2026年11月13日から12月16日まで … 4人／日

2026年12月17日から12月28日まで … 1人／日

（2）予定を変更する場合は、法人は1週間前までに派遣元に通知するものとする。ただし、派遣元の了承を得られた場合はこの限りでない。

（3）派遣労働者は、勤務時間開始前までに勤務場所に集合すること。

5 勤務時間等

（1）勤務時間及び休憩時間は、原則として「地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」（以下「勤務時間等規程」という。）に定めるところによるものとし、次のとおりとする。

ア 勤務時間

8時30分から17時15分まで

イ 休憩時間

12時15分から13時まで

（2）その他

ア パート勤務時間については、上記（1）アの勤務時間のうち原則3時間以上とし、始業、終業の時刻については、法人と派遣元が協議の上、決定する。

イ 法人は、時間外労働について、必要によりその都度命じることがある。

ウ 勤務時間等規程に定める勤務時間又は休憩時間に変更があった場合には、原則として変更後の勤務時間又は休憩時間とする。

6 勤務日及び休日

（1）勤務日

毎週月曜日から金曜日

（2）休日

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の日。

(3) その他

法人は、休日勤務について、必要によりその都度命じることがある。

7 業務内容等

(1) 現況確認に係る審査業務

ア 職員の現況確認に必要な書類の審査及び修正指導を行う業務

イ 現住所や各種手当(通勤・住居・扶養手当)が人事給与システムに登録している情報と一致しているかを確認する業務

ウ 共済組合へ提出する特別認定の添付書類が揃っているかを確認する業務

(2) 年末調整に係る審査業務

ア 職員の年末調整に必要な書類の審査及び修正指導を行う業務

イ 職員の年末調整データを人事給与システムに入力する業務

ウ 職員の扶養控除対象者等に変更があった場合、指揮命令者の指定する者へ報告する業務

(3) 職員の人事情報入力業務

職員の学歴情報等について、履歴書等を確認しながら人事給与システムに入力する。

(4) リーダー業務

ア 新規に派遣される労働者に対し業務に関する指導を行う業務

イ 指揮命令者又は、指揮命令者の指定する者からの連絡、指示事項を派遣労働者へ伝達する業務

(5) その他

ア 書類未提出者に対して催促すること、提出された書類について不明瞭な点等は電話等で確認すること及び書類整理、保管、送付作業等、上記(1)～(3)に付随する業務を行うこと

イ 人事労務に関するその他の補助業務

8 派遣労働者の選定

派遣元は、業務を遂行する者として、以下の条件で選定し派遣しなければならない。

(1) パソコンへの文字入力等基礎操作及びInternet Explorerの基本操作ができること。

(2) 派遣労働者には、総務事務(特に年末調整事務)の経験を有する者を含むこと。

(3) 派遣労働者には、リーダー業務を行う者を1名置くこと。

9 派遣労働者の交替

派遣労働者が交替する場合には、その旨を事前に法人へ通知するとともに、後任派遣労働者に数日間の事務引継を行い、以後の業務に支障がないような措置を講ずること。

なお、この場合の経費は派遣元の負担とする。

10 妨害又は不当要求に対する通報義務等

(1) 派遣元は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた時は、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 派遣元は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、業務の履行に支障が生じたときは、速やかに法人との協議を行い、法人の指示を受けること。

11 その他

疑義が生じた場合は、速やかに法人と協議を行い、法人の指示を受けること。